

11 施設等の利用または入所をするには

施設の分類としては次のようなものがあります。

それぞれの施設名や連絡先、利用方法等については、障がい福祉課または各生活支援センター（P 1）にお問い合わせください。

(施設の分類)

1 県立の利用施設

2 児童福祉施設

- (1) 福祉型障害児入所施設
- (2) 医療型障害児入所施設
- (3) 福祉型児童発達支援センター
- (4) 医療型児童発達支援センター

3 障害児通所給付を行う施設・事業所

- (1) 児童発達支援
- (2) 医療型児童発達支援
- (3) 放課後等デイサービス
- (4) 居宅訪問型児童発達支援
- (5) 保育所等訪問支援
- (6) 障害児相談支援

4 福祉ホーム

5 地域活動支援センター

6 自立支援給付を行う施設・事業所

- (1) 施設入所支援
- (2) 共同生活援助（グループホーム）
- (3) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- (4) 就労移行支援（一般型）
- (5) 就労継続支援（A型、B型）
- (6) 就労定着支援
- (7) 自立生活援助
- (8) 宿泊型自立訓練
- (9) 生活介護
- (10) 計画相談支援
- (11) 地域移行支援
- (12) 地域定着支援
- (13) 短期入所
- (14) 療養介護

7 福祉センター

12 税の減免等

1. 相談の窓口

(1) 国 税

機関名	所在地	電話番号
奈良税務署	〒630-8567 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201

(2) 地方税

機関名	所在地	電話番号
課税課（市役所内）	〒630-0288 生駒市東新町8-38 1階13番窓口	74-1111 (内線7120)
奈良県自動車税事務所 自動車税第一課	〒639-1184 大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎内	0743-51-0081
奈良県自動車税事務所 自動車税第二課	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8 ㈱奈良県自動車会館内	0743-57-0300
奈良県税事務所	〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良総合庁舎内	0742-20-4533

2. 税の減免など

(1) 国 税

(窓口) 奈良税務署

区分	種類	内 容	金 額
所得税	障害者控除 (一般)	本人または配偶者、扶養親族が ◇身体障害者手帳3～6級 ◇療育手帳B、B1、B2 ◇精神障害者保健福祉手帳2・3級	所得控除 1人につき27万円
	特別障害者控除	本人または配偶者、扶養親族が ◇身体障害者手帳1・2級 ◇療育手帳A、A1、A2 ◇精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 1人につき40万円
	同居の特別障害者 (配偶者)扶養控除	同居の配偶者または扶養親族が ◇身体障害者手帳1・2級 ◇療育手帳A、A1、A2 ◇精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 同居特別障害者の場合 1人につき75万円
相続税	相続における 障害者控除	相続により財産を取得したとき、相続人が障がい者の場合は85歳に達するまでの年数により、税額から控除	税額控除 1年につき10万円 (特別障害者は20万円)

(2) 地方税

種 類	内 容	金 額	窓 口
市町村民税 県 民 税	前年中の所得が135万円以下の障害者	非 課 税	課 税 課
	・ 障害者控除（一般） ・ 特別障害者控除 それぞれ所得税障害者控除の要件に同じ	所得控除 ・ 障害者控除（一般） 1人につき26万円 ・ 特別障害者控除 1人につき30万円	
	同居の特別障害者（配偶者）扶養控除 所得税の要件に同じ	53万円	
事 業 税	重度の視力障がい者（失明者または両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま、はり、きゅう等医業に類する事業	非 課 税	県 税 事 務 所

(3) 医療費控除について

(窓口) 税務署

人工肛門のストーマ（排泄孔）または尿路変向（更）のストーマをもつ方の使用しているストーマ用装具（消化器系、尿路系等）の費用が医療費控除の対象となっています。

※ ストーマ用装具装着証明書の用紙は、障がい福祉課にあります。

(4) マル優制度（非課税貯蓄）

預貯金や国債などの利子は、原則20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収が行われますが、障がい者に該当する人の貯蓄の利子等については、次の非課税制度があります。

1 障がい者のマル優

非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券です。

非課税となるのは、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

2 障がい者の特別マル優

非課税の対象となる貯蓄は、国債と地方債です。

非課税となるのは、国債と地方債の額面の合計が350万円までの利子です。

これは障がい者のマル優と別枠になっています。

それぞれ、取引金融機関や取引証券業者にお問い合わせください。

(5) 自動車税

(令和4年8月1日現在)

種 類	内 容	金 額	窓 口																																															
自動車税 (種別割) ・ 自動車税 (環境性能割) ・ 軽自動車税 (環境性能割)	<p>○減免の対象となる自動車</p> <p>◇障がい者の方が所有する自動車で、かつ、次の①～③のいずれかに該当するもの (ただし、障がい者の方が18歳未満、療育手帳A、A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級の場合は、生計を同一にする者が所有する自動車でも対象となります)</p> <p>①障がい者の方が自ら運転する自動車 ②障がい者の方と生計を一にする方が運転し、障がい者の方のために継続的に使用する自動車 (生計同一証明書が必要です) ③障がい者の方を常時介護する方が運転し、障がい者の方のために継続的に使用する自動車 (常時介護の証明が必要です)</p> <p>◇障がい者の方の通学、通園、通院、通所、生業のために使用される車に限ります。 ◇減免できる自動車は、障がい者の方一人について1台 (軽自動車を含む) で、自家用自動車に限ります。 ※事業用は対象外です。</p> <p>○申請方法</p> <p>◇県自動車税事務所へ申請してください。詳しくは、県自動車税事務所へお問い合わせください。 ◇生計同一証明書や常時介護の証明は、市役所障がい福祉課で発行します。詳しくは事前にお問い合わせください。</p>			<p>◇ 奈良県自動車税事務所自動車税第2課 (074315710300)</p> <p>◇ 奈良県自動車税事務所自動車税第1課 (07431510081)</p> <p>※ (生計同一者・常時介護者運転の場合は市障がい福祉課)</p>																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障がいの区分</th> <th colspan="2">障がいの級別</th> </tr> <tr> <th>障がい者本人が運転</th> <th>生計同一者・常時介護者が運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>1級～4級</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2級、3級</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障がい (喉頭摘出している人に限る)</td> <td>3級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td>3級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級、2級</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級～6級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級～3級、5級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい</td> <td>上肢機能</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい</td> <td>1級、3級</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td> <td>1級～3級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td> <td>1級～3級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>知的障がい</td> <td colspan="2">療育手帳A、A1、A2</td> </tr> <tr> <td>精神障がい</td> <td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳1級および自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者証の交付を受けていること。</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの区分	障がいの級別		障がい者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転	視覚障がい	1級～4級	1級～4級	聴覚障がい	2級、3級	2級、3級	音声機能障がい (喉頭摘出している人に限る)	3級		平衡機能障がい	3級	3級	上肢不自由	1級、2級	1級、2級	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級	移動機能	1級～6級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい	1級、3級	1級、3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級	肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級	知的障がい	療育手帳A、A1、A2		精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級および自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者証の交付を受けていること。		減免	
	障がいの区分	障がいの級別																																																
		障がい者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転																																															
	視覚障がい	1級～4級	1級～4級																																															
	聴覚障がい	2級、3級	2級、3級																																															
	音声機能障がい (喉頭摘出している人に限る)	3級																																																
	平衡機能障がい	3級	3級																																															
	上肢不自由	1級、2級	1級、2級																																															
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級																																															
	体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級																																															
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級																																															
		移動機能	1級～6級																																															
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい	1級、3級	1級、3級																																															
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級																																																
肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級																																																
知的障がい	療育手帳A、A1、A2																																																	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級および自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者証の交付を受けていること。																																																	
軽自動車税 (種別割)	自動車税の減免要件に同じ	減免	市課税課																																															

13 公共料金等の割引

心身障がい者の方の生活範囲拡大と経済的負担の軽減を図るため、次のような公共料金等の割引制度があり、市内の公共施設等で障害者手帳又はミライロIDを提示することで利用できます。詳しくは、それぞれの機関等でお確かめください。

第 1 種	第 2 種
○身体障害者手帳（第1種） ○療育手帳A（A1、A2）	○身体障害者手帳（第2種） ○療育手帳B（B1、B2）

1. 鉄道運賃の割引

対 象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳の所持者	①手帳所持者が単独で利用する場合は、本人のみ片道101km以上の区間の普通乗車券について5割引 ②第1種の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、距離制限なしに本人および介護者（介護者は1名まで）とも、普通乗車券、回数券、急行券（特別急行券を除く）について5割引 ③第1種の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、本人および介護者（介護者は1名まで）とも定期券について5割引 ④定期券を使用する12歳未満の第2種の手帳の所持者が介護者とともに利用する場合、介護者（介護者は1名まで）のみ、定期券について5割引 ※ただし、小児定期券については割引なし	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳を提示し乗車券等を購入 ・②について大人が自動券売機で小児乗車券を購入して利用する場合、有人改札口にて乗車券とともに手帳を提示する。 *乗車中に手帳の提示を求められることもあります。

※詳しくは、各交通機関窓口でお問い合わせください。

※スルッとKANSAI「特別割引用ICカード」

第1種の手帳所持者はスルッとKANSAI協議会加盟ICカード取扱交通機関の路線で利用できる「特別割引ICカード」が申請できます。詳しくは(株)スルッとKANSAI特別割引用ICカードサービスセンター（TEL 06-7730-9860）までお問い合わせください。

2. バス運賃の割引（奈良交通）

対 象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付）の所持者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の所持者が、本人の利用する、普通乗車券、現金、回数券、CI-CAバスカードについて5割引、定期券について3割引 ・第1種（身体・療育）と精神1級の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、介護者（介護者は1名まで）についても普通乗車券、現金、回数券、CI-CAバスカードについて5割引、定期券について3割引 ただし、小児定期券、ひまわり回数券、ひまわりCI-CAバスカードについては割引なし	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車運賃支払時に手帳を提示する。

※特割CI-CAバスカード

各種障害者手帳所持者は奈良交通の車内の読取機で自動的に割引運賃を精算する「特割CI-CAカード」が申請できます。詳しくは奈良交通窓口までお問い合わせください。

3. コミュニティバス「たけまる号」運賃の割引

対 象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付）の所持者	割引額は乗車区間により異なります。	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃支払時（降車時）に手帳又は、ミライロIDを運転士に提示 ・運行状況のお問い合わせ先 光陽台線、鹿ノ台線（実証運行中） ：奈良交通株式会社（TEL 78-5368） 門前線、西畑・有里線、北新町線、萩の台線：生駒交通株式会社（TEL 73-3131） ・その他のお問い合わせ先 生駒市役所 事業計画課

4. タクシー運賃の割引

対 象	障害者手帳所持者（身体・療育）
割 引 率	タクシー運賃の1割引
利 用 方 法	手帳所持者が利用する場合に、タクシー乗務員に手帳を提示する。

※事業所によっては、精神障害者保健福祉手帳の所持者も対象になる場合があります。事前に事業所にご確認下さい。

5. 国内航空運賃の割引

対 象	割引内容	利用方法
満12歳以上の障害者手帳所持者および介助者1名 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・割引額および割引適用条件は各航空会社（国内線）により異なります。	手帳を提示する。

6. 有料道路通行料金の割引

対 象	①身体障害者手帳の所持者が自ら運転する自動車で、本人または介護者が所有するもの。 ②第1種の、身体障害者手帳又は療育手帳の所持者が乗車しその介護者が運転する自動車で、手帳所持者または介護者等が所有するもの。
留意事項	※1 自動車車検証の「所有者」欄または「使用者」欄に法人名が記載されているものは対象になりません。ただし、割賦（ローン）購入、長期リース契約などの場合であって、自動車検査証の「使用者」欄に①、②に該当する方の氏名が記載されているものは対象になります。 ※2 割引対象車両は、手帳所持者1人につき1台です。
割 引 率	通行料金の5割引
申請に必要なもの	①身体障害者手帳・療育手帳・自動車車検証 ②運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合） ③留意事項※1に該当する場合、契約内容のわかるもの。 ④住民票等親族関係がわかるもの。（所有者が障がい者本人以外で市外在住者の場合のみ） ⑤ETCを利用する場合、上記①～④に加え、ETCカード（原則障がい者本人名義のもの）およびETC車載器セットアップ申込書もしくは証明書。
	手帳に自動車登録番号および割引有効期限を記載したシールを貼付します。
申請窓口	障がい福祉課
問い合わせ先	有料道路ETC割引登録係 TEL 045-477-1233（受付時間：平日9時から17時） FAX 045-474-1110

7. NHK放送受信料の減免

免除の種類	対 象	問い合わせ先
全 額 免 除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人が世帯構成員であり、世帯すべての人が市町村民税非課税の場合	NHK奈良放送局営業部 平日10：00～17：00 TEL 0742-30-0500 FAX 0742-30-0530
半 額 免 除	NHKの契約者が世帯主であり、かつ、次の①か②の場合 ①世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳所持者である場合 ②世帯主が身体障害者手帳（1・2級）・療育手帳A、A1、A2・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者である場合	

8. 点字郵便物等の無料および割引の扱い

種 類	内 容	割引内容	窓 口
点字郵便物の 無 料 扱 い	次の郵便物で開封とするもの ①点字郵便物（点字のみを掲げたものを内容とするもの） ②盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便が規定する点字図書館、点字出版施設等（盲人の福祉を増進することを目的とする施設）から差し出されたまたはこれらの施設にあてて差し出されるもの	無料	郵便局 ※料金などの詳細は郵便局 にお問い合わせください。
心身障がい者 用ゆうメール	図書館と重度の身体障がい者、または重度の知的障がい者との間で、冊子とした郵便物を貸し出し、返本する場合に利用する冊子小包	一般の料金より低い料金になります。	
点 字 ゆうパック	盲人用点字のみを掲げたものを内容とする小包	一般のゆうパック料金より低い料金になります。	
聴覚障がい者 用ゆうパック	聴覚障がい者のためのビデオテープ・DVD等で、聴覚障がい者と郵便局が指定する施設との間で発受される小包	一般のゆうパック料金より低い料金になります。	

9. NTTの番号案内の無料案内、携帯電話の割引

種 類	対 象	内 容	窓 口
NTTの番号 案内（104番） 料 の 無 料	次の手帳所持者 ◇視覚障がい1～6級 ◇肢体不自由1・2級 （下肢障がいを除く） ◇聴覚障がい2・3・4・6級 ◇音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい 3・4級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	事前にNTTに届け出た電話番号・暗証番号をオペレーターに告げ、無料対象者であることを確認のうえ、無料で番号案内を行います。	ふれあい案内事務局 TEL 0120-104174 FAX 0120-104134
携帯電話基本 使用料の割引	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	基本使用料等の割引を受けることができます。 割引額は各会社によって異なります。	各通信事業者店舗

10. 生駒ふるさとミュージアム特別展観覧料無料

対 象	割 引 内 容	利 用 方 法
以下の障害者手帳所持者及び介助者1名 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特別展観覧料が無料になります。	入館の際、窓口にて手帳又は、ミライロIDを提示する。

11. 市営自動車駐車場料金の免除（生駒駅南、生駒駅北地下、ベルテラスいこま）

対 象		割引内容	利用方法・窓口
障がい者本人が運転する場合	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳1級～4級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	料金免除	出庫時に、係員を呼び出していただき、各種手帳又はミライロIDを提示してください。 ご利用にあたっては各駐車場にお問い合わせください。 ・生駒駅南 75-6500 ・生駒駅北地下 75-1114 ・ベルテラスいこま 74-1144 その他については、生駒市役所防災安全課にお問い合わせください。
介護者が運転し、障がい者が同乗している場合	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳1級～2級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳		

12. 市営自転車駐車場利用料金の減免（生駒駅前、生駒駅前第2、生駒駅南）

対 象 者	次の手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
割 引 内 容	定期利用料金の半額を減免 (1回ごとの半額での利用はできません)
利 用 方 法	事前に自転車駐車場の料金所で半額の定期利用券を購入して利用する（定期利用できるのは、駅周辺に3か所あります） 購入時に、各種手帳又はミライロIDを提示してください。
窓 口	ご利用にあたっては各自転車駐車場にお問い合わせください。 生駒駅前・生駒駅前第2 74-9983 生駒駅南 75-1105 その他については、生駒市役所防災安全課にお問い合わせください。

13. 生駒山麓公園施設の使用料の減免（令和4年9月現在）

対 象 者	施 設 名	内 容	窓 口
次の手帳所持者とその介助者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 (ミライロIDの提示でも可)	ふれあいセンター浴場	手帳等提示時 免除 (介助者2名まで免除)	各施設
	野外活動センター	手帳等提示時 半額 (介助者1名まで半額)	
	フィールドアスレチック	手帳等提示時 半額 (介助者1名まで半額)	
	ふれあいセンター (附属設備を除く)	手帳等提示時 半額 (介助者1名まで半額) ※事前申請の必要あり	
	駐車場	手帳等提示時 免除 (1台のみ)	

14. 市民プール等の使用料の減免（令和4年9月現在）

対 象 者	施 設 名		内 容	窓 口
次の手帳所持者とその介助者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 （ミライロIDの提示でも可）	市民プール	イモ山公園プール	手帳等提示時 免除 （介助者2名まで免除）	各施設
		滝寺公園プール	手帳等提示時 免除 （介助者2名まで半額）	
		井出山屋内温水プール 「きらめき」	16歳以上：割引あり 幼児、15歳以下：免除 （介助者1名まで免除）	
	市内各体育施設 ※適用には団体ごとの利用者登録が必要		手帳等提示時 半額	

15. 県立公共施設等の主な減免

施設等名称	T E L	F A X
奈良県立美術館	0742-23-3968	0742-23-7032
奈良県立民俗博物館	0743-53-3171	0743-53-3173
奈良県立万葉文化館	0744-54-1850	0744-54-1852
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館	0744-24-1185	0744-24-1355
奈良国立博物館	050-5542-8600	0742-26-7218
奈良県立図書情報館	0742-34-2111	0742-34-2777
奈良県文化会館（令和5年4月1日～休館予定）	0742-23-8921	0742-22-8003
奈良労働会館	0742-26-6900	0742-26-6905
奈良県産業会館	0745-22-2727	0745-22-0561
奈良県立橿原公苑	0744-22-2462	0744-25-1559
奈良文化財研究所飛鳥資料館	0744-54-3561	0744-54-3563
若草山	0742-22-0375	0742-24-1706
奈良春日野国際フォーラム	0742-27-2630	0742-27-2634
中和労働会館（奈良県産業会館内）	0745-22-2727	0745-22-0561
スイムピアなら	0743-57-2782	0743-57-2783

※詳しくは各施設にお問合わせください。

14 市内にある障がい者団体等の紹介

(窓口) 障がい福祉課

敬称略 (令和4年8月1日現在)

	団体名	活動の内容	連絡先等
1	生駒市身体障害者福祉会	身体障がい者が自ら進んでその障がいを克服し、障がい者同士連携を持ち、情報交換しながら社会参加ができるよう講習会・交流会等を行う。	伊藤 竹男 TEL 76-7439
2	生駒市障害児・者を守る連合会	障がい児・者をもつ保護者が相互親睦を図り、障がい児・者の社会自立を支援し、医療・福祉・教育との連携を行う。	安田 まゆみ TEL 79-3608 FAX 79-3608
3	生駒市手をつなぐ育成会	知的障がい児・者の権利と家族を守り医療・福祉・教育の拡充に努め、障がい児・者の社会自立を促進することを目的に研修・学習を行う。	安田 まゆみ TEL 79-3608 FAX 79-3608
4	生駒市肢体不自由児者父母の会	肢体不自由児者を持つ保護者の相互親睦を図り、医療・福祉・教育等の面で、より一層の向上を目指し、肢体不自由児者も明るく楽しく生きていける社会を作ることを目的とした活動を行う。	世良 桂子 TEL 79-9740 FAX 79-9740
5	生駒地区精神障害者家族会(ひだまり家族会)	会員が語り合い支え合って精神障がい者の医療保健福祉についての学習と精神障がい者とその家族の生活と人権を守るための諸活動を行う。	上村 京子 TEL 78-0885 FAX 78-0885
6	生駒市聴覚障害者協会	聴覚障がい者の人権を尊重し、生活の向上と社会福祉増進を図ることを目的に学習会、親睦会・手話の普及活動等を行う。	山本 興一 <small>こういち</small> FAX 77-6653
7	生駒市難聴者協会	中途失聴・難聴者の福祉の向上と親睦を図ることを目的に懇談会、学習会、講演会などの集会及び各種レクリエーションを行う。	古川 博子 FAX 76-8757
8	生駒市腎友会	透析治療の成否は自己管理が上手にできるかどうかにかかっている。自己管理の経験を語り合い、明るく楽しい透析ライフにすることを目的に活動している。	中村 文男 TEL 77-6282
9	福祉団体生駒希望の会	パーキンソンなどの難病、脳疾患系病、慢性疾患についての知識を深め患者の医療、福祉、療養生活の充実、QOL(生活の質)の向上を図ることを目的に講演会、勉強会、音楽健康活動等を行う。会員は当事者・家族・支援者で活動している。誰でも参加できる健康講座を毎月生駒市福祉センターで開催している。	福中 眞美 TEL 090-8826-1409 FAX 79-2474
10	いこま視覚障がい者(スバル)の会	月1回、生駒市福祉センターで、視覚障がい者やその家族が集まり、悩みや問題、日常生活の工夫点など情報交換を行い、交流する。	向井 國廣 <small>くにひろ</small> TEL 090-7093-5124

15 福祉に関するボランティア登録団体の紹介

福祉、教育、環境保全など社会のさまざまな分野における市民公益活動の生駒市内の拠点となるのが市民活動推進センターららポートです。ここでは、ららポートに登録している団体のうち、保健、医療または福祉の増進をはかる活動をされている団体をご紹介します。

(窓口) 市民活動推進センターららポート

T E L 75-6000

F A X 75-0151

(令和4年9月1日現在)

	団 体 名	活 動 の 概 要
1	生 き 活 き 会	「かるくスポーツ」を通じての世代交流や高齢者に運動と脳トレを促進する。
2	生駒有里健康クラブ	少林寺拳法の動きを使った運動プログラムにより健康な身体をつくる活動
3	いこまグリーン フレンド	介護事業所で園芸、季節に合わせた講習会をする。
4	生駒市手話サークル かしの木	手話を学びながら交流し、ろう文化や様々な問題の学習を行う。
5	生駒精神障がい者後援会 ひだまりクローバー	精神障がい者の活動に対する資金援助、啓発活動を行う。
6	いこまハート工房	高齢者・障がい者宅など困っていることへ日曜大工の技術を生かしお手伝いをする。
7	生駒笛吹クラブ	リコーダー演奏を通して、サロン・施設などでボランティア活動をする。
8	一般社団法人 イーデンホール	精神・知的障がい者対象に生活介護事業・日中一時支援事業・訪問看護事業を行う。
9	一般社団法人 無限	障がいのある子どもたちの放課後や療育支援を行うデイサービスの運営
10	with Ryoma's smile	病気と闘っている子どもとその家族を応援し、みんなを笑顔にすることを目的とした活動
11	笑 み の 会	高齢者・障がい者・ひとり暮らしの家や介護施設に訪問してお話し相手をする。
12	カイロプラクティック 地域普及委員会	カイロプラクティック健康講座・講演会・運動指導等行う。
13	歌 唱 絆 の 会	主に演歌のカラオケなど歌を通じて、高齢者施設やサロンで合唱する。
14	歌 唱 道 の 会	主に民謡・童謡・ポップスのカラオケなど歌を通じて、高齢者施設やサロンで合唱する。
15	キャンナス生駒	看護や介護で疲れているご家族の代わりに介護のお手伝いをする。
16	グループくさぶえ	視覚障がい者及びそれに準ずる者に生駒市広報誌及び生活情報のパンフレット等の音声化を通じ、支援を行なう。

17	傾聴ボランティア ほほえみがえし「生駒」	高齢者を対象に傾聴活動をする。
18	けんぞう倶楽部	高齢者の方々に、健康体操（転倒予防体操、認知症予防体操など）を実施している。
19	幸楽ボランティア	デイサービス幸楽内で利用者と、お茶会・お話し会・音楽などを楽しんだり傾聴を行う。
20	コスモールいこま	精神障がいのある人・家族の生活相談やサービスの相談を行う。
21	さんさん会	残り布を利用し、小物を製作し高齢者の施設等に提供する。
22	指定障害福祉サービス事業所 ひだまり	精神障がい者を対象に就労に向けたパン事業の運営、清掃、委託などを行う。
23	社会福祉法人 ぷろぼの生駒事業所	障がい者の就労支援・障がい児のキャリア教育を行う。
24	手話サークル どんぐり	聴覚障がい者に手話を習い、コミュニケーションをとる。
25	手話サークルハーブ	手話の学習を通して、聴覚障がい者と聴者が交流し、様々な活動を行う。
26	地域ボランティア 「オアシス」	地域の高齢者を対象にしたふれあい喫茶サロンを東松ヶ丘集会所と長弓寺薬師院で開催
27	つどい場 “笑”	食事を作り、一緒に食べ、住み慣れた場所で楽しんでいただける居場所の提供をする。
28	特定非営利活動法人 生駒の地域医療を育てる会	医療・かかりつけ医・介護など地域医療に関わる話題についての学習会を開催する。
29	特定非営利活動法人 コドモオフィス	発達障がいのある子どもが自分らしく能力を発揮し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、個々に応じた継続的な支援を提供する。
30	特定非営利活動法人 しあわせ羅針盤	地域の伝統文化の振興・継承活動・自然保護活動・防災に関わる活動
31	特定非営利活動法人 市民活動サークルえん	子どもからシニアまでハンディキャップのある無しに関わらず、誰もが活躍できる社会を目指すため、社会とつながりにくい人たちや障がい児者のサポートとその受け皿となるNPO団体等の支援を行う。
32	奈良県断酒連合会 生駒断酒会	断酒を継続しながら、断酒したいと望む人に断酒の喜びを伝え、又、断酒を知らない人に啓発活動を行う。
33	ナルク奈良・生駒地区	地域の方々のお困りごと、サポートを必要とする施設・団体に対し、清掃・傾聴・防犯・見守り等のボランティア活動を提供する。
34	ニューヨークカンフー	武術を通じて、社会体育活動の普及と自立型人間の育成を目指すとともに、外国人支援・障がい者支援を行う。
35	ひだまり家族会	精神障がい者と家族の学習会、交流会、福祉の充実を図る活動を行う。
36	ひまわりの集い	知的障がいのあるチャレンジド（障がい児者）との交流や社会参加のサポート活動

37	「福祉囲碁」 公益活動クラブ	高齢者・障がい者対象に施設で囲碁の個人指導や対局をする。
38	福祉団体 「生駒希望の会」	難病者対象の健康講座や高齢者対象の音楽療法を行う。
39	ライトフレンズ生駒	盲導犬・介助犬のマナーコートの縫製をする。

16 視聴覚障がいに関する活動をしているボランティアグループ

福祉センターで活動する視聴覚障がいに関する活動をしているボランティアグループをご紹介します。

(窓口) 福祉センター

T E L 73-0700

F A X 73-0294

(令和4年8月1日現在)

	団 体 名	活 動 の 概 要
1	点 訳 グ ル ー プ な か ま	視覚障がい者に関する福祉センター事業への協力
2	手 話 サ ー ク ル カ ン ナ	手話の学習を通じて聴覚障がい者と交流。福祉センター行事等の通訳ボランティア等を行う。
3	点 訳 グ ル ー プ や ま な み	パソコンを使っての点訳活動。点字広報いこまち作成や、必要に応じて市内の視覚障がい者へ活字資料の点訳。小中学校への点訳指導
4	要 約 筆 記 い こ ま	中途失聴者、難聴者の社会参加をサポートするため、「書いて伝える」わかりやすい情報支援のほか交流等も行う。
5	音 訳 グ ル ー プ 生 駒 や ま び こ	視覚障がい者が希望する図書等の音訳CD作成や手紙、書類などの対面音訳活動
6	音 訳 グ ル ー プ く さ ぶ え	「声の広報いこまち」の作成。市長選挙・市議会議員選挙公報の音訳
7	手 話 サ ー ク ル ハ ー ブ	手話の学習を通じて交流し、聞こえないことを理解することにより、聴覚障がい者が地域で安心して暮らせるようサポートをする。
8	手 話 サ ー ク ル か し の 木	手話に興味のある人や手話ボランティア活動をする人が、聴覚障がい者とともに学び、交流を行う。

17 主要連絡先

施設名	電話番号	F A X 番号
生 駒 市 役 所	74-1111 (代表)	74-1600 (障がい福祉課)
生駒市社会福祉協議会	75-0234	73-0533
生駒市福祉センター	73-0700	73-0294
生駒市権利擁護支援センター	73-0780	73-0294
生活支援センターかざぐるま	75-1460	75-1462
生活支援センターあすなろ	75-0525	75-0531
生活支援センターま コスモールいこま	73-7000	73-7660
生活支援センターあけび	71-6117	71-6127
こどもサポートセンターゆう	73-1005	73-5583
奈 良 県 庁	0742-22-1101 (代表)	0742-22-1814 (障害福祉課)
奈良県身体障害者・知的障害者 更生相談所	0744-32-0200 内線116 0744-32-0210 直通	0744-32-0650
奈良県中央こども 家庭相談センター	0742-26-3788	0742-26-5651
奈 良 税 務 署	0742-26-1201	—
奈良県自動車税事務所 自動車税第二課	0743-57-0300	0743-57-0166
奈良県自動車税事務所 自動車税第一課	0743-51-0081	0743-54-3232
郡 山 保 健 所	0743-51-0197	0743-52-6095
奈 良 年 金 事 務 所	0742-35-1372	0742-35-0638
奈良県警察本部 FAX110	—	0742-27-1110 (緊急用)
生 駒 警 察 署	74-0110	—
生駒市消防本部	73-0119	73-0111
生駒市図書館(本館)	75-5000	73-3600
図書館北分館	71-3332	71-3351
図書館南分館	77-0005	77-0022
生駒駅前図書室	73-7611	73-7620
鹿ノ台ふれあいホール図書室	78-9973	78-9974